

## 公益社団法人計測自動制御学会 役員報酬規程

### 制定・改正・廃止等履歴

年月日	制改廃	版	機関	事由
2011年2月22日	制定	v1.0	社員総会	公益社団法人移行認定申請内容にしたがい制定

#### (目的)

第1条 この規程は、公益財団法人計測自動制御学会（以下「本会」という。）定款第31条の規定に基づき、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬等について基本的な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

#### (定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 常勤の役員とは、役員のうち、会を勤務場所とする者をいう。ただし、本会には当分の間、常勤の役員を置かない。
- (2) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の役員以外の者をいう。
- (3) 報酬等とは、認定法第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

#### (報酬等の支給)

第3条 非常勤役員には報酬等を支給しない。

- 2 常勤の役員には社員総会の議決によって定められた総額の範囲内において、理事会の提案に基づき社員総会で決定した報酬を支給することができる。
- 3 前項の報酬は、認定法第5条第13号で定めるところにより、本会の資産及び収支の状況並びに民間の給与水準等を考慮し、不当に高額にならない水準でなければならない。
- 4 第2項の報酬は、年俸とし、1,100万円を上限とする。
- 5 報酬の支給日、支給方法並びに報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める事務局職員に関する規程の定めに従う。
- 6 役員には賞与を支給しない。
- 7 役員には退職手当を支給しない。

#### (費用)

第4条 常勤の役員がその職務の遂行に当たって負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

- 2 常勤の役員には、通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その計算方法は別に定める事務局職員に関する規程の定めに従う。

#### (公表)

第5条 本会は、この規程をもって、認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

#### (改廃)

第6条 この規程の改廃は、社員総会の議決により行うものとする。

#### 付則

1. 本規程は、2010年(平成22年)11月18日に公益社団法人計測自動制御学会の理事会で決定され、第1回定時社員総会の議決の日をもって施行される。